

令和2年5月26日

小学生、中学生の保護者の皆様

伊勢原市教育委員会

### 小学校・中学校における教育活動の再開について(お知らせ)

日頃より本市の教育活動に対しましてご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。さて、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言により、5月31日まで小中学校の臨時休業期間としておりましたが、緊急事態宣言の解除及び県の通知等もふまえ、小中学校における教育活動を再開します。

教育活動の再開にあたり、「3つの密」を徹底的に避けるなど、保健管理や環境を良好に保つような取組を進めていくとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する等、学校の「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していくことが必要です。こうした対策を進めていくため、再開後2週間程度は分散登校及び短縮授業とし、段階的に通常登校に移行してまいります。

ご家庭におきましても、お子様ならびにご家族の健康状態の確認、咳エチケットや手洗い等の基本的な感染症対策へのご協力をお願いいたします。

また、今後の学習の進め方等については、再開後速やかに学校を通じてお知らせいたします。

なお、この内容については5月26日時点のものとし、再度の臨時休業も含め、今後の状況により随時変更することを申し添えます。

## 1 令和2年6月1日(月)から小・中学校の教育活動を再開します

### (1) 分散登校(短縮授業)を行います。(6月1日(月)から12日(金)まで)

学校生活に順応する期間として、半日授業を基本とします。

学校の指定する2つのグループに分かれて分散登校します。

- ・小学校は地区別に2グループに分かれ、1日おきに登校します。
  - ・中学校は指定の2グループに分かれ、午前または午後の半日日課で毎日登校します。
- ※分散登校の日程やグループ等の詳細は学校からのお知らせでご確認ください。

### (2) 一斉登校(短縮授業)を6月15日(月)から行います。

- ・午前の半日日課で登校します。

### (3) 小学校は、6月18日(木)から通常登校とします。

- ・給食は18日(木)から実施します。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を図ります。

### (4) 中学校は、6月22日(月)から通常登校とします。

- ・部活動は18日(木)午後から、2,3年生が、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施します。

### (5) 学習保障の観点から、1学期は7月31日(金)まで、2学期は8月24日(月)からとします。

- ・8月1日(土)から8月21日(金)までを夏季休業期間とします。

## 2 再開後における感染症対策についてのご協力をお願いします

### (1) 基本的な感染症対策

#### ア 感染源を絶つこと

(ア) 毎朝、お子様の健康状態、ご家族の健康状態の確認(検温等)をお願いします。

- ・発熱や咳などの風邪の症状がある場合は、自宅で休養させてください。
- ・家族に発熱やせきなどの症状がある場合にも、自宅での休養をご検討ください。

(イ) 学校では、検温及び風邪等の症状の確認をします。

- ・発熱等が確認された場合には早退をすることになりますので、連絡が取れる体制を整えてください。

#### イ 感染経路を絶つこと

(ア) 手洗いや咳エチケットの徹底

- ・ハンカチやタオル等は2枚以上用意し、特に給食等の手洗い時には、清潔なハンカチ等を使用できるようにしてください。
- ・学校では、登校時、給食の前後、外から教室に入る時、共有のものを触った時、トイレの後などで、まめに手洗いをを行うよう指導を徹底します。

(イ) マスクの着用

- ・児童生徒も教職員も日常的にマスクを着用します。

(ウ) 多くの児童生徒が手を触れる場所の消毒

- ・学校では、適宜、消毒液で消毒します。

#### ウ 抵抗力を高める

- ・免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」、「バランスのとれた食事」を心がけてください。

## 3 その他

- 熱や症状があり学校を欠席する場合、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等で主治医等から登校すべきでない判断された場合、また症状が軽度でも、保護者が感染拡大防止等の観点から欠席させる場合には欠席扱いではなく『出席停止』の扱いとすることができますので、学校に申し出てください。
- 本人または家族が感染者、濃厚接触者に特定された場合、『出席停止』となります。
- 感染が確認された場合や濃厚接触者に特定された場合、感染のおそれがある場合は、学校にご連絡ください。
- 児童・生徒及び教職員等が、外部の不特定多数の方々との接触を極力避けるため、不要不急の来校の自粛にご協力ください。なお、来校される場合は、手洗い・咳エチケット等のご協力をお願いします。

担当課は 伊勢原市教育委員会  
学校教育課・教育指導課  
TEL 0463-94-4711 (代表)  
FAX 0463-95-7615